

議案第 40 号

羽生市行政手続における特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及  
び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する  
条例

羽生市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関す  
る条例（平成 27 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては  
「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）  
については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 1（第 4 条関係）		別表第 1（第 4 条関係）	
機関	事務	機関	事務
1 市長～ 6 市長	(略)	1 市長～ 6 市長	(略)
7 市長	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条第 1 項の規定により設置された私立の幼稚園（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設を除く。）に就園する園児に係る保育料又は入園料を納入する保護者に対する補助金（以下	7 市長	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条第 1 項の規定により設置された私立の幼稚園（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設を除く。）の設置者が行う当該私立幼稚園の園児に係る保育料又は入園料の減額又は免除に対

	「私立幼稚園就園奨励費補助金」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの		する補助金(以下「私立幼稚園就園奨励費補助金」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長～ 11 教育 委員会	(略)	8 市長～ 11 教育 委員会	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年9月4日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明